

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

1 提案理由

被保険者の医療費の増加等による国民健康保険事業費納付金の増額等に伴い、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を引き上げるため。

2 改正内容

国民健康保険料のうち後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額を、現行の6,000円から2,000円引き上げ、8,000円とする。

ただし、低所得世帯における軽減に該当している場合は、以下のとおりとする。

- 7割軽減世帯：1,800円を600円引き上げ、2,400円とする。
- 5割軽減世帯：3,000円を1,000円引き上げ、4,000円とする。
- 2割軽減世帯：4,800円を1,600円引き上げ、6,400円とする。

●引き上げ内容

		令和3年度 本市の保険料 (A)	令和4年度 本市の保険料 (B)	本市の保険料 引き上げ分 (B-A)	令和4年度 標準保険料 (C)	令和4年度 本市の保険料 -標準保険料 (B-C)
医療分	所得割率	7.52%	7.52%	—	7.72%	△ 0.20%
	均等割額	19,500円	19,500円	—	19,344円	156円
	平等割額	18,000円	18,000円	—	17,983円	17円
後期分	所得割率	2.24%	2.24%	—	3.44%	△ 1.20%
	均等割額	6,000円	8,000円	2,000円	8,944円	△ 944円
介護分	所得割率	1.61%	1.61%	—	2.59%	△ 0.98%
	均等割額	12,900円	12,900円	—	20,209円	△ 7,309円

●引き上げによる影響額

	1人当たり 引き上げ額 (C)	被保険者数※ (D)	影響額 (C×D)
7割軽減世帯	600円	23,452人	14,071,200円
5割軽減世帯	1,000円	13,762人	13,762,000円
2割軽減世帯	1,600円	12,842人	20,547,200円
軽減なし	2,000円	54,567人	109,134,000円
合計		104,623人…①	157,514,400円…②
賦課額の1人当たり平均引き上げ額 (②÷①)			1,506円

※被保険者数は、令和3年度保険料賦課時点の人数を使用。

3 施行期日

令和4年4月1日（令和4年度保険料から適用）